

懲戒処分等の公表について

このたび、令和6年度人づくりまちづくり海外派遣事業における水難事故につきまして、第三者による事故検証委員会を設置し、その報告書を踏まえ、町として再発防止策の策定を進めるとともに、ご遺族との協議を重ねてまいりました。

このたび、再発防止策がまとまったことや、ご遺族との協議の経過などを踏まえ、町が主催する事業の安全管理体制等に対する全体的な監督責任を明らかにするため、町長については給料の減額措置を講じることとしました。また、一般職職員については、事故の検証結果及びそれぞれの職責や責任の程度を踏まえ、懲戒処分を行いました。

大津町職員懲戒処分等の指針第4（懲戒処分の公表）に基づき、下記のとおり公表します。

亡くなられた生徒のご冥福を心よりお祈りするとともに、ご遺族をはじめ関係者の皆さまには、多大なるご心痛とご迷惑をおかけしましたことについて、深くお詫び申し上げます。

1. 町長の給料の減額措置について

減給（給料の10分の5を6か月）

理由：町が主催する事業における安全管理体制等に対する全体的な監督責任

2. 一般職職員の処分について

（1）懲戒処分について

所属	職名	年代	処分内容	非違行為の内容
総務部	(元)部長	60	減給 給料の10分の1 を3か月	指導監督不適正
総務部 総合政策課	(前)課長	50	減給 給料の10分の1 を3か月	指導監督不適正

総務部 総合政策課	(元)係長	40	減給 給料の10分の1 を1か月	不適正事務処理
	(前)主事	20	減給 給料の10分の1 を1か月	不適正事務処理
健康福祉部 福祉課	(前)主事	20	戒告	注意義務違反

(2) 処分年月日

令和8年10月16日

3. 事案の概要

令和6年度の人づくりまちづくり海外派遣事業において、令和6年7月31日、派遣先である米国ネブラスカ州ヘイスティングズ市内にある市営のレジャープールで水難事故が発生し、参加していた中学生1名が亡くなる重大な事故となりました。

本事業は町が主催する事業であり、事故を受けて設置した第三者の事故検証委員会による検証では、事故が発生したプールについて、水深約4mの深い区域があるなど極めてリスクの高い施設であったにもかかわらず、事前の危険性に対する認識と安全対策が十分でなかったこと、また、プールの構造等について十分に把握せず、随行職員への情報共有も不十分であったことなどが指摘されました。

今回の事故については、町が主催する事業として、安全管理に関する危機認識、事前確認、情報共有及び事故防止対策等が十分に行われていなかったことが要因と考えられます。

本事案を重く受け止め、町長については監督責任を明らかにするため給料の減額措置を行うとともに、一般職職員については地方公務員法第29条及び大津町職員懲戒処分等の指針に基づき、職責に応じた懲戒処分等を行いました。

今後、町が実施する事業における安全管理体制の強化、危険予測及び情報共有の徹底を図り、同様の事故を二度と起こさないよう再発防止に努めてまいります。

4. 問い合わせ先

大津町役場 総務部 総務課

電話 096-293-3111（直通）